第２号様式（第６条関係）

**正・副・個人情報を削除した書式を提出**

**記載例**

近隣説明計画書

令和○年○月○日

大府市長殿

住所　　大府市○○町○丁目○○番

氏名　　○○　○○

法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

事業計画概要書提出日を記入

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話　（　○○○○　）○○－○○○○

　大府市開発等事業の手続及び基準等に関する条例第９条第１項の規定により、　　　年　○月　日付け事業計画概要書に係る近隣説明計画書を提出します。なお、説明は原則、面談によるものとし、大府市開発等事業の手続及び基準等に関する条例施行規則第９条に規定する事項について漏れなく説明いたします。

個人情報（住所・氏名）を削除した書式も提出

小中学校及び自治区等、公的機関は明示を残すこと

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 番号 | 住　　所  氏　　名 | 区 分 | 説明予定日 | 説明方法  （郵送は対象者が市外に居住している場合に等に限る。） | 備 考 |
| ① | 名古屋市○○区○丁目○番 | 居　住  所 有 | 〇年○月○日 | 面談  郵送  その他（　　） | ・大府市外在住者は郵送可  ・土地建物の所有者 居住者が異なる場合、別に説明 |
| ○○　○○ |
| ① | 大府市□□町□丁目101番 | 居 住  所　有 | 〇年○月○日 | 面談  郵送  その他（　　） |  |
| □□　□□ |
| ② | 大府市□□町□丁目102番 | 居 住  所 有 | 〇年○月○日 | 面談  郵送  その他（　　） |  |
| △△　△△ |
| ③ | 大府市□□町□丁目103番、104番 | 居 住  所 有 | 〇年○月○日 | 面談  郵送  その他（　　） |  |
| * ●● |
|  | ➃ | 大府市□町□丁目106番 | 居 住  所 有 | 〇年○月○日 | 面談  郵送  その他（　　） |  |
| * ■■ |
|  | ⑤ | 大府市▲町▲丁目▲▲番 | 居　住  所 有 | 〇年○月○日 | 面談  郵送  その他（　　） |  |
| * ▲▲ |
|  | ⑤ | 大府市□□町□丁目107番 | 居 住  所　有 | 〇年○月○日 | 面談  ・建物使用者が会社等の場合の記載例  郵送  その他（　　） |  |
| 株式会社▽▽  報告時には面談した担当者氏名まで記載 |
|  | ⑥ | 大府市＃＃町＃丁目＃＃番 | 居　住  所 有 | 〇年○月○日 | 面談  郵送  その他（　　） | ＊＊アパート所有 |
| ＊＊　＊＊ |
|  | ⑥ | 大府市□□町□丁目109番 | 居 住  所　有 | 〇年○月○日 | 面談  ・アパート居住者は部屋番号を明記  ・基本的には面談での説明とするが、管理組合等の希望で投函とすることは可  その旨を備考欄に明記  郵送  その他（　　） |  |
| ＊＊アパート101号室 |
|  | ⑥ | 大府市□□町□丁目109番 | 居 住  所　有 | 〇年○月○日 | 面談  郵送  その他（　　） |  |
| ＊＊アパート102号室 |
|  | ⑥ | 大府市□□町□丁目109番 | 居 住  所　有 | 〇年○月○日 | 面談  郵送  その他（　　） |  |
| ＊＊アパート201号室 |
|  | ⑥ | 大府市□□町□丁目109番 | 居 住  所　有 | 〇年○月○日 | 面談  郵送  その他（　　） |  |
| ＊＊アパート202号室 |
|  | ⑦ | 大府市□□町□丁目108番 | 居 住  所 有 | 〇年○月○日 | 面談  郵送  その他（　　） |  |
| ○○株式会社 |
|  | ⑧ | ◇◇小学校 | 居　住  所　有 | 〇年○月○日 | 面談  ・申請地が通学路に面する場合に必要  郵送  その他（　　） |  |
|  |  |
|  | ⑨ | ◎◎自治区 | 居　住  所　有 | 〇年○月○日 | 面談  ・事業区域が3,000㎡以上  又は住宅に係る区画数・戸数が30戸以上の場合に必要  郵送  その他（　　） |  |
|  |

報告時には面談した担当者役職、氏名まで記載

※近隣説明計画書には、以下の図書を添付してください。

・事業区域及びその周辺の土地に係る公図の写し

・近隣日影影響図（事業区域、近隣住民及び等時間日影線（１時間30分）を記した図）

詳細確認のため、公図の写しとは別に添付ください

※大府市開発等事業の手続及び基準等に関する条例施行規則第９条の規定に基づき、以下の事項について近隣住民に説明をしてください。

１．事業区域の位置及び規模

２．開発等事業の目的

３．事業者及び施工者並びにこれらの代理人、それぞれの連絡先

４．予定建築物の用途、規模、構造等

５．工事の期間、実施日及び実施時間

６．事業区域内の造成及び排水計画

７．工事車両による搬出入経路

８．工事に係る事故防止対策及び騒音、振動、排水、臭い等の防止対策

９．公共施設等を整備する場合は、その位置及び規模

１０．駐車場を整備する場合は、駐車可能台数及び位置

１１．受変電設備、受水槽その他の騒音又は振動を発生させる設備機器を設置する場合は、その位置及び規模

１２．意見書の提出に関する事項

１３．事業計画概要書等及び近隣説明実施報告書の閲覧に関する事項

１４．予定建築物の建築によって生じる日影の影響

（１時間30分以上日影の影響を受けることで近隣説明の対象となる場合又は予定建築物の高さが10ｍを超える場合に限る。）

１５．予定建築物の建築によって生じる電波障害の影響

（予定建築物の高さが10ｍを超える場合に限る。）

１６．予定建築物から発生する騒音、排水、振動等の防止対策

（予定建築物の用途が住宅以外の場合に限る。）